

基本項目1・2の一部修正について

基本項目

- 1 最適な行政運営の推進
 - ① 効率的な組織体制の確立

I 組織の見直し

合併後、組織改革により本庁と総合支所のあり方を見直し、市民の窓口サービスや相談サービス機能など地域に密着するものは、支所で継続し、統一して進める分野は、本庁に機能を集約し、一体的に取り組んで来ました。

この第二次行政改革大綱では、福祉や子育てなど市が行うべき ~~多くの事業~~ の増加に対応出来るよう、今後も本庁と支所の整合性を図りながら、地域住民が自らの判断と責任で地域の諸問題に取り組む「地域主権」の考えを前面に、スマートグリッド化の徹底により、行政需要に柔軟に対応できるスリムな組織づくりを進めます。

また、平成28年3月31日で設置期限を迎える地域自治区についても、期間中の社会情勢の変化や地域のニーズを把握しながら検討します。

II 公共施設の見直し

~~平成23年度作成の公共施設の実態を明らかにした「公共施設マネジメント白書」により、施設の統廃合・他用途への転用や多機能化など資産の有効活用を図るために、一定の方向づけを行います。~~

~~平成23年度作成の「公共施設マネジメント白書」による施設のあり方、方向性に基づき、優先順位を付け計画的に実施します。~~

[施設統廃合等の方法]

統廃合の検討

- ・ 設置目的や同じ機能を持つ施設について、立地状況や利用率等を勘案し、統廃合を進めます。
~~勿論、劣化など市役所として対応出来るよう、効率的な統廃合を進めます。~~

複合化・多機能化の検討

- ・ 設置目的が異なる施設でも、利用可能な空きスペースの活用により、施設の複合化・多機能化を進めます。

廃止・転用の検討

- ・ 設置目的が達成された施設、設置意義が薄れた施設、民間施設と競合する施設について、利用率等を勘案し、廃止又は転用を進めます。

移譲の検討

- ・ 地域、団体、指定管理者など実質利用者が限定される施設となっているものについて、利用実態などを勘案し、施設移譲を進めます。

- 1 最適な行政運営の推進
- ② 職員の適正な配置

I 職員の適正な配置

組織改革や事務事業の見直しにより、事務事業に優先順位を付け、多様化する市民ニーズに対応出来るよう、必要な部署に適正な配置を行います。

坂井市は、これまでに、行政組織の再編や民営化・指定管理者制度の導入などにより、行政改革大綱の目標を概ね達成出来る状況となりました。

しかしながら、大きな組織の再編がほぼ終了したことや、57施設で指定管理者制度の導入が終わったことから、今までどおりの職員数の減は見込めない状況にあります。

また、坂井市は平成19年度をピークに人口減少へと転じ、今後高齢化による社会保障費の増加や住民サービスの多様化に対応するためには、一定の職員の確保が必要になります。第二次行政改革大綱では、次の3項目を主な柱に職員の適正な配置に取り組みます。

1. 公共サービスの提供手法の転換（民間委託の推進）

「民間でできるものは民間で」という基本原則に基づき、民間活用型に転換します。

2. 支所・本庁の組織体制の見直し

地域主権の考えを基に地域自治区及び総合支所のあり方を検討し、組織の見直しを行います。また、社会環境の変化や業務量の変化に対応し、非常勤職員の活用を図ります。

3. 公共施設の統廃合

公共施設の有効活用を図るため、公共施設の統廃合・多機能化などにより、効果的な行政運営を推進し、定員の適正化を図ります。

2 協働のまちづくり

① 市民協働・参画の推進

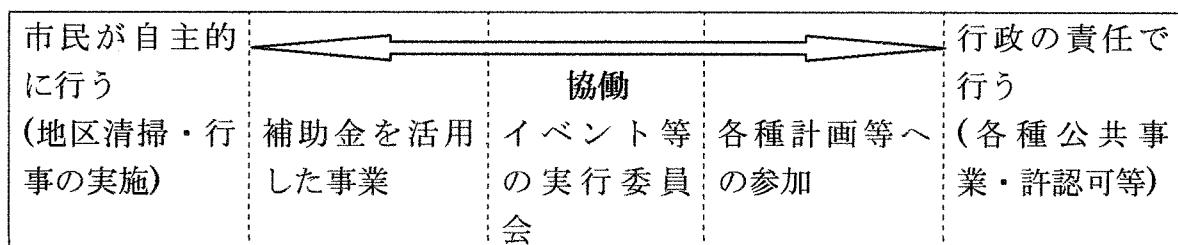
I 市民協働

分権社会への動きが活発になる中で、急激な社会情勢の変化に対応するには、住民に身近な行政主体である地方自治体が中心となり、住民の負担と選択による総合的な行政サービスを提供できる社会に転換していく必要があります。

行政と市民が互いに協力し合い「自分たちのことは自分たちで（自助）」、「自分たちで出来ないことは地域や仲間で（共助）」、「自分たちや地域、仲間、あるいは民間の力では解決できないことは公共で（公助）」を念頭に市民協働・参画の推進が重要となっています。第二次行政改革大綱では、次の3点を重点項目として地域協働社会の充実に取り組みます。

1. 地域主権を推進するため、市民が担った方が効果的なものは市民に委ね、市民と行政が役割分担しながら、市民サービスの多様化、高度化に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。
2. 地域住民が自らの判断と責任において地域の課題に取り組むためには、
①住民がまちづくりに対して~~関心意識~~を持つことが重要です。地域住民が~~の~~市民活動~~に~~の気軽に積極的に参加出来る環境づくりと、研修活動によるまちづくり人材の育成を図ります。
3. 公民館を拠点とした、まちづくり協議会を地域協働の拠点と位置づけ、公民館活動と地域のまちづくり活動を一体のものとし、「地域が創るまちづくり」を目指します。

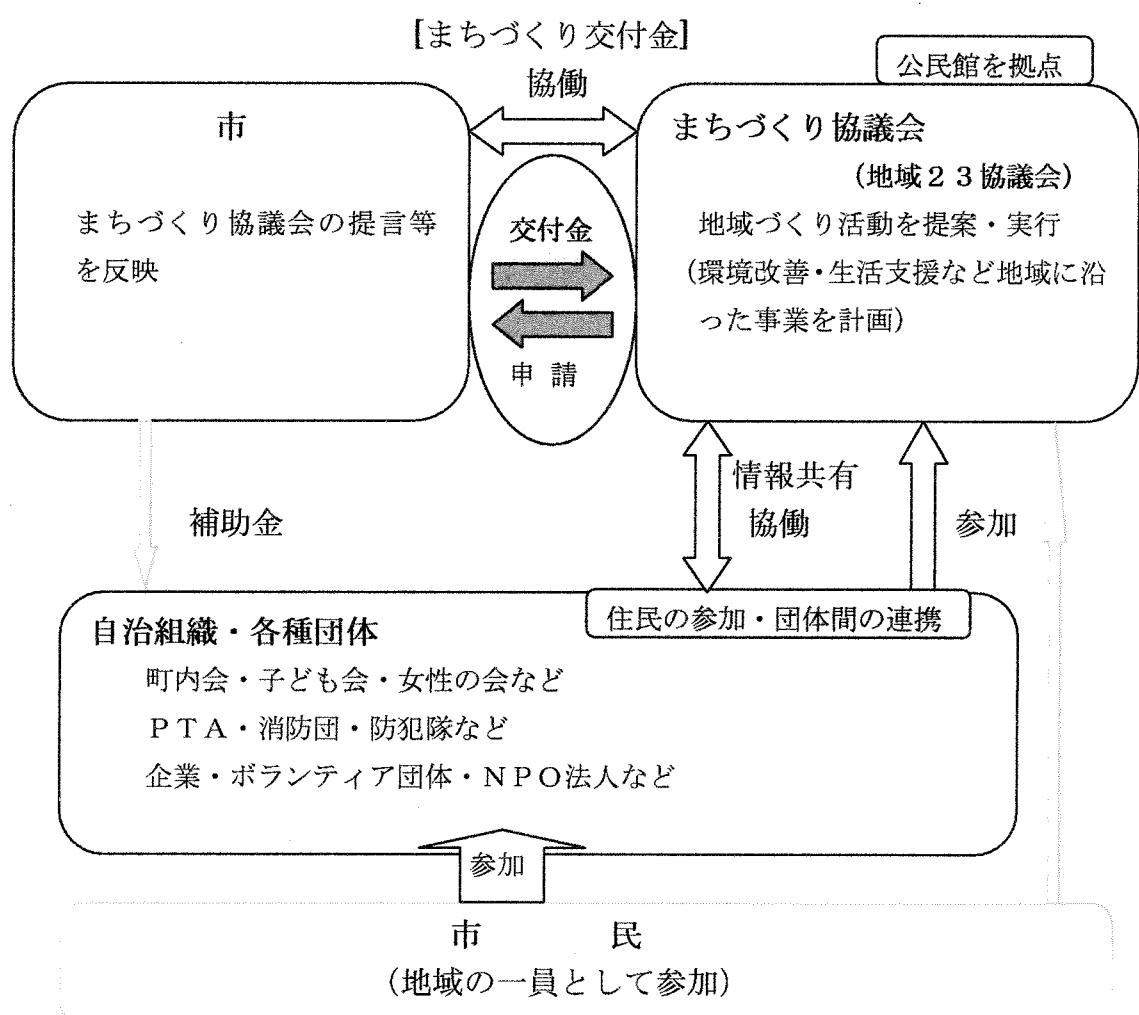
[協働のイメージ]



II 地域活動の発展

1. 多様化する市民のニーズを満足するには、まちづくりを「自ら考え、自ら行う」ことを目指し、市民自らが工夫しそれを実行出来る地域を作るため、まちづくり交付金の積極的活用を行います。
2. まちづくり条例（仮称）を定め、地域の役割を明確にし、自ら創る地域づくりを推進します。また、地域の要望を積極的に市の政策に取り入れます。

【協働のまちづくり事業交付金】



2 協働のまちづくり
② 民間活力の導入

社会情勢や価値観の変化により、市民が求めるものは多様化・高度化しています。子育てや介護の問題など、公共が担う守備範囲は拡大し、公平・平等なサービスの提供では対応出来なくなっています。坂井市が継続的に行政運営を行っていくためには、「民間にできることは民間で」を基本に、公共サービスの見直しを行います。

指定管理者については、現在までに57施設で導入しました。第二次行政改革大綱では、導入した施設について、サービスの質やコストの妥当性などその効果について、モニタリング（調査、確認等）を実施すると共に、継続的な業務改善と事業者のノウハウを生かした自主事業などの展開によりサービスの質の向上を図ります。

また、指定管理者の施設運営状況の公表を通して、透明性の確保に努めます。

民間活力の導入方法

(1) 業務委託

市が行政責任を果たす上で、必要な監督権限を保留した上で、市が行う事務事業の一部（全部）を民間企業や外部団体に委託します。

(2) 指定管理者制度

市が行う公の施設の管理について、市の指定を受けた法人や団体が代行して施設の管理を行います。

(3) 民営化

市が行っている事務事業の全部（一部）の実施主体を民間に移行します。

(4) 施設移譲

地域に根ざした施設等について、その地域や公共的団体が運営した方が、効率的で効果的な場合などに施設を移譲します。